

新潟県保険医会 FAXニュース 歯科版**新潟県保険医会**

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025) 241-8625

FAX (025) 241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

■院内掲示事項 6月以降はウェブサイトへの掲載が必須に**ホームページを有する医療機関は要確認**

2024年改定等で要件化され、2025年5月31日まで経過措置とされていた「院内掲示事項のウェブサイトへの掲載」が6月1日より義務化されます。サイト掲載が必要な事項を以下にまとめました。

なお、自ら管理するホームページを持たない医療機関は院内掲示のみでよい(サイト掲載は不要)とされています。

▼ウェブサイト有する医療機関は6月1日までに掲載が必要**(療養担当規則等で院内掲示+HPを有する場合ウェブサイトへの掲載が必要とされる事項)**

- ① 保険医療機関である旨
- ② 入院基本料に関する事項(病院・有床診療所のみ)、DPC/PDPS 算定病院である場合はその旨
- ③ 厚生局へ届け出た事項(施設基準)
- ④ 明細書の発行状況に関する事項
- ⑤ 保険外負担に関する事項(金属床総義歯、う蝕に罹患している患者の指導管理など)

▼下記点数を算定しており、ウェブサイト有する医療機関は掲載が必要**(施設基準・算定要件で院内掲示+HPを有する場合ウェブサイトへの掲載が定められている診療報酬)**

※下記に診療報酬点数項目をまとめました。具体的な掲載事項は「歯科保険診療の研究」または「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト」などでご確認ください。

※6月1日までにウェブサイト掲載が必要です。

- ・A000 歯科初診料の注1 (歯初診)
- ・A000 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・A000 初診料の「歯科外来診療医療安全対策加算」1及び2
- ・A000 初診料・A002 再診料の「医療情報取得加算」
- ・A000 初診料の「医療DX推進体制整備加算」
- ・A001 再診料の「明細書発行体制等加算」
- ・C000 歯科訪問診療料の「在宅医療DX情報活用加算」
- ・C001-3 歯科疾患在宅療養管理料 ・C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 ・C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の「在宅歯科医療情報連携加算」
- ・F100 外来後発医薬品使用体制加算1～3
- ・F400 処方箋料の「一般名処方加算」1及び2
- ・M029 有床義歯修理 ・M030 有床義歯内面適合法の有床義歯内面的合法の「歯科技工加算」1及び2

* 自院の届け出ている施設基準は下記ウェブサイトより確認可能です。

関東信越厚生局トップページ > 保険医療機関・保険薬局などの指定等情報

> 保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧

> 施設基準の届出状況(全体)(届出受理医療機関名簿)より、新潟県のPDFを参照

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html>

■介護保険を請求する医療機関は「重要事項」のWEB掲載も忘れずに

事業所内に書面掲示が求められている「重要事項」について、2024年度介護報酬改定により、WEBサイトへの掲載も求められることになりました(2025年4月～)。なお、居宅療養管理指導については、ホームページを有さず、サイト掲載が過重な負担となる場合は対応しなくてもよいとされています。

■施設基準の「みなし」期間5月末で終了→再届出が必要

2024年6月診療報酬改定で「外来環」と「か強診」の評価体系、施設基準が変更となり、経過措置として2024年3月末時点で届出していた保険医療機関については、2025年5月31日まで施設基準を満たしているとみなす措置が執られました。経過措置期間終了に伴い6月以降も算定する場合、新施設基準をすべて満たしたうえで関東信越厚生局新潟事務所に再届出を行う必要があります。提出期限は**2025年6月6日(金)必着**です。

外来環1(歯科外来診療環境体制加算1)

→
→

外安全1(歯科外来診療医療安全対策加算1)

外感染1(歯科外来診療感染対策加算1)

※施設基準の詳細は「歯科保険診療の研究2024年6月版」P.19～P.20参照

か強診(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所)

→

口管強(口腔管理体制強化加算)

※施設基準の詳細は「歯科保険診療の研究2024年6月版」P.31参照

■ベースアップ評価料 当面求められる対応について

ベースアップ評価料を算定する医療機関は、「毎年6月30日までに当該年度の賃金改善計画書を届出すること」及び「毎年8月31日までに前年度の賃金改善実績報告書を報告すること」が求められます。

(1) 令和7年度「計画書」・令和6年度「報告書」提出の主なスケジュール

○ 2024年6月から2025年2月までに届出した場合(2025年3月1～3日に届出し、3月から算定の場合も含む)

- ① 2025年3月～4月に、2024年度分(賃金改善開始～2025年3月まで)の「ベースアップ評価料収入」と「賃金改善措置による賃金増加分」を確認しておく。
- ② 2025年6月までに、2025年度分「賃金改善計画書」を作成する。
※ ①を参考に、必要に応じて2025年度の対象職員へのペア等の金額を見直すことができる。特に、2024年度分の「ベースアップ評価料収入」が「賃金改善措置による賃金増加分」より大きく、「ベースアップ評価料収入」に余りが出ている場合、余り分は2025年度に繰り越して賃金改善に用いる必要がある。
※ ベースアップ評価料(Ⅰ)のみを届出ている場合は「ベースアップ評価料Ⅰ専用届出様式」で作成する。
※ ベースアップ評価料(Ⅱ)、又は入院ベースアップ評価料を届出ている場合は「従来版様式」で作成する。
- ③ 2025年6月30日までに、②で作成した2025年度分「賃金改善計画書」を原則メールで提出する。
- ④ 2025年8月31日までに、2024年度分「賃金改善実績報告書」を原則メールで提出する。

○ 2025年3月以降に届出した場合(2025年4月以降に算定を開始した場合)

2025年度内に提出する書類はない。

※ベースアップ評価料(Ⅱ)及び入院ベースアップ評価料を届出ている場合は、上記とは別に3カ月ごとに区分変更の確認が必要

(2) 実績報告の「報告書専用様式」が新たに公開 従来版に代えて使用可能

厚労省は3月31日付事務連絡で、従来版より簡略化された「実績報告書」の新様式を示しました。

従来版の「様式98 賃金改善実績報告書」は、届出書や賃金改善計画書など一連のシートが連動するExcelファイルに含まれていましたが、今回新設された「報告書専用様式」は単独で作成可能であり、従来版に代えて用いてもよいとされました(従来版を用いて実績報告を行うことも可能です)。

また、ベースアップ評価料(Ⅱ)と入院ベースアップ評価料の両方を届け出ている医療機関は、従来版ではなく、新設の「報告書専用様式」を用いるよう求められています。

上記の届出・報告様式の入手、作成方法の詳細については、下記サイトを参照してください。

厚労省特設サイト「ベースアップ評価料等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html